

令和2年10月26日

各 部 室 長 様

財政部長 上 石 明

令和3年度予算編成方針について

国の地方財政に関する考え方については、総務省の令和3年度概算要求において、「地方一般財源総額については前年度と実質的に同水準を確保」としているものの、「新型コロナウイルス感染症など取組による地方財政への影響については、予算編成過程で調整する」としており、依然として不透明な状況にあることから、こうした国の財政運営の考え方の把握に努めるとともに、本市に影響のある施策については、迅速・適切に対応していく必要があります。

本市においても新型コロナウイルス感染症は市民活動や事業活動に大きな影響を及ぼしており、今年度は臨時交付金などを活用し、当初予算にはない新型コロナウイルス感染症対策経費の追加や、それに起因した事業執行の見直しなど、社会経済情勢の変化を受けて臨機応変に対応してきましたが、令和3年度においては国の財源対応が不透明な状況にありますので、不測の財政需要に対応させる財政調整基金の確保が急務となっております。

しかしながら、本市の財政状況は、平成28年度決算から実質単年度収支が4年連続で赤字となるなど、毎年度財政調整基金からの取崩しをしており、基金残高が減少している状況にあります。

このような中で令和3年度予算編成においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、市財政の根幹である市税等の大幅な減収が見込まれるなどの歳入動向が不透明な中、限られた財源を効率的・効果的に分配するためには、各部において歳入確保はもとより、歳出全般にわたり徹底した施策の優先度や見直しを更に強力に実行した上で、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策に要する経費のほか、新たな感染対策への備えや、国が示す新しい生活様式などを含めた社会経済活動への対応をしなければなりません。また、既存事業についても例年どおりの予算確保が困難な状況であり、新型コロナウイルス感染症拡

大の影響が長期化すれば、今後数年にわたり更に厳しい財政状況が見込まれるため、次年度以降を含めた抜本的な見直しが必至な状況にあります。

このような異例の状況下にあることを各部において職員全員が深く認識し、改めて歳入に見合った歳出が予算の基本であることから、全ての事務事業について、その必要性を検証し、これまで以上に事業の合理化・効率化に最大限取り組んだ上で抜本的な見直しを行い、将来への必要な投資と持続可能な財政運営の両立を図りながら、「第7次小樽市総合計画基本計画」の施策実現に向けた取組を進める必要があります。

以上のことを踏まえ、次の方針に基づいて予算編成に取り組むこととします。

- ① 「第7次小樽市総合計画」に掲げる本市の将来都市像である「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽」の実現を目指すとともに、まちづくり6つのテーマや、「小樽市過疎地域自立促進市町村計画」などの各計画との整合性に留意し、特に総合計画で最重要課題と位置付けた人口対策も十分意識して、事業の効果が最大限発揮できるよう、創意工夫することとする。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等の大幅な減収が見込まれることから、各部長はマネジメント能力を発揮し、従来からの慣行や経緯、価値観や手法にとらわれず、事業効果を検証した上で既存事業の廃止・縮小を念頭に、事業の実施時期も含めた事務事業の徹底した見直しにより整理合理化を図るなど、大胆な歳出削減に取り組んだ上で、新型コロナウイルス感染症対策や新規及び拡充事業に必要な財源を捻出することとする。
- ③ 予算は歳入に見合った歳出が基本であることから、財政の健全化に向けて将来の不測の財政需要や年度間の財源調整機能を持つ財政調整基金を確保するために、毎年度の予算編成における財源対策として取り崩している財政調整基金からの繰入金金を圧縮するなど、実質単年度収支の赤字を減らすための歳入確保及び歳出削減を各部において徹底的に行うこととする。
- ④ 令和3年度予算要求では、各部においては「別途通知」による予算要求基準枠の範囲内で要求することとする。

なお、3年度はコロナ禍により歳入動向が不透明であり、非常に厳しい予算編成となることが予想されるほか、現時点では国の予算編成が地方財政に与える影響の予測が困難であることから、基準枠の範囲内であっても、さらなる査定が必要になるものと考えているので、各々の職員がこの厳しい財政状況を再認識した上で上記各事項に留意し、「別途通知」による提出期限までに適切に提出することとする。